

## ラメールエトワレ 宿泊約款

### 適用範囲

#### 第1条

ラメールエトワレが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

#### 第1条2項

ラメールエトワレが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### 宿泊契約の申し込み

#### 第2条

ラメールエトワレに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項をラメールエトワレに申し出ていただきます。

- イ. 宿泊者全員の名前、住所、職業、国籍、旅券番号（国外在住訪日客のみ）またはパスポートのコピー
- ロ. 宿泊日（到着予定時刻、チェックアウト日時及び時刻）
- ハ. 電話番号及び連絡が可能なEメールアドレス
- ニ. 宿泊者数
- ホ. その他ラメールエトワレが必要と認める事項

#### 第2条2項

宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、ラメールエトワレは、当日、他の宿泊者による宿泊予約がない場合に限り、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### 宿泊契約の成立等

#### 第3条

宿泊契約は、ラメールエトワレが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し、ラメールエトワレが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

#### 第3条2項

前項の規定により1泊以上の宿泊契約が成立したときは、宿泊日数の基本宿泊料を、チェックイン1週間前までに全額お支払いいただきます。

### 宿泊契約締結の拒否

#### 第4条

ラメールエトワレは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
2. 満室により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ. 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する

暴力団（以下、「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」

という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき

ハ. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

5. 宿泊しようとする者がラメールエトワレもしくは従業員、地域住民に対して暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
6. 宿泊しようとする者が、厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。
7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
8. 宿泊しようとする者が泥酔等により地域住民に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
9. 地域住民に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

#### 宿泊客の契約解除権及びキャンセル

##### 第5条

宿泊客は、ラメールエトワレに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

##### 第5条2項

ラメールエトワレは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

##### 第5条3項

ラメールエトワレは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後18時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### ラメールエトワレの契約解除権

##### 第6条

ラメールエトワレは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
2. 宿泊客が厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。
3. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
4. 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他反社会的勢力であるとき
  - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき
  - ハ. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき
5. 宿泊客がラメールエトワレもしくは従業員、地域住民に対して、暴力的要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
6. 宿泊しようとする者が騒音、泥酔等により地域住民に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。宿泊客が地域住民に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
7. 禁煙が指定されている場所での喫煙、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防上、障害となる行為を行ったとき。
8. 一時的であると否とにかかわらず宿泊契約者以外の者を客室に立ち入らせたとき。
9. 館内に以下のものを持ち込んだときまたは持ち込もうとしたとき。
  - ・拳銃
  - ・刀剣類
  - ・著しく悪臭を発する物品
  - ・著しく大量の物品
  - ・発火、引火しやすい物（火薬や揮発油）
  - ・植物・動物・昆虫その他これに類するもの

・その他、法令により所持が禁止されているもの

- 1 0. ラメールエトワレの備品または物品を外に持ち出し、またはラメールエトワレ内の別の場所に移動したとき。
- 1 1. 建物または諸設備に、変更・改造・改変を行なおうとしたとき。
- 1 2. ラメールエトワレ周辺で地域住民または従業員に対し、広告物、物品を配布する行為、宗教活動（布教・勧誘）または営業行為を行ったとき
- 1 3. 地域住民に著しく迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- 1 4. その他ラメールエトワレが定める利用規則に従わないとき。

#### 第6条2項

ラメールエトワレが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### 宿泊の登録

##### 第7条

宿泊客は、予約時に次の事項を登録していただきます。

1. 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
2. 外国人にあつては、国籍、旅券番号
3. 出発日及び出発予定時刻、チェックイン予定時刻、チェックアウト予定時刻
4. その他ラメールエトワレが必要と認める事項

#### 第7条2項

宿泊客が第10条の料金の支払いはクレジットカード、PayPayでのみ行うこととする

#### 客室の使用時間

##### 第8条

宿泊客がラメールエトワレの客室を使用できる時間は、以下の通りとします。連続して宿泊する場合においても同様です。

チェックイン15：30～ / チェックアウト～10：00

客室利用可能時間15：30～翌10：00

#### 第8条第2項

ラメールエトワレは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には第10条4項に掲げる追加料金を申し受けます。

#### 利用規則の遵守

##### 第9条

宿泊客は、ラメールエトワレ内においては、掲示した利用規則に従っていただきます。

#### 第9条2項

ラメールエトワレの主要な施設等の営業時間等は次の通りとします

1. 現地スタッフ電話対応・・・・・・・・10:00:～19:00
2. 神奈川事務所・・・・・・・・9:30:～17:00

#### 第9条3

項前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## 料金の支払い

### 第10条

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

### 第10条2項

前項の宿泊料金等の支払いは、クレジットカード、PayPayにより、宿泊客の予約時において行っていただきます。

### 第10条3項

ラメールエトワレが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合及び客室利用後、任意に宿泊を中止した場合においても、全日分の宿泊料金を申し受けます。

### 第10条4項

チェックアウト後もラメールエトワレの施設に滞在、また自転車、電動自転車、車等を返却しなかった場合は、チェックアウト時刻より4時間経過後には半日分、18時までに返却がなされなかった場合は全日分の宿泊料相当額を申し受けます。さらに当日次の宿泊予約者がいた場合に限り、滞在者に対し退去を勧告するがそれに従わない場合は即座に警察に通報することとする、これは当該違反日の宿泊を約束するものではありません。

## ラメールエトワレの責任

### 第11条

ラメールエトワレは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それがラメールエトワレの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

### 第11条2項

ラメールエトワレは、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

## 契約した客室の提供ができないときの取扱い

### 第12条

ラメールエトワレは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の地域の宿泊施設を斡旋するものとします。

### 第12条2項

ラメールエトワレは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、ラメールエトワレの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## 寄託物等の取扱い

### 第13条

宿泊客がラメールエトワレにお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じてもラメールエトワレは責任を負いかねます。自己責任で保管管理をしてください

### 第13条2項

宿泊客が、客室及び館内での盗難、紛失、損失に対して、ラメールエトワレは、その損害等は賠償いたしません。

## 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

### 第14条

宿泊客の手荷物を、宿泊に先立ってラメールエトワレに送ることは出来ない。ただし宿泊者に障害のあるご家族様がいらっしゃる場合限りその旨ではない。その際ラメールエトワレが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする前にラメールエトワレ玄関内に保管します

#### 第14条2項

宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品がラメールエトワレに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、ラメールエトワレは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、原則として発見日を含め1ヶ月間保管します。

#### 第14条3項

前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についてのラメールエトワレの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

#### 宿泊客の手荷物又は携帯品の保障

##### 第15条

宿泊客が、ホテル従業員の指図、案内、掲示、緊急時の避難誘導・ご案内などに従われなかったことにより生じた損害については、ラメールエトワレは、その賠償はいたしません。

#### 宿泊客の責任

##### 第16条

宿泊客の故意又は過失によりラメールエトワレの施設内外において損害を被ったとき、当該宿泊客はラメールエトワレに対し、その損害を賠償していただきます。

壁、天井、床の破損、著しい寝具等の破損汚れ、備品等の破損、車、自転車等

#### 免責事項

##### 第17条

ラメールエトワレ内からのコンピューター通信のご利用に当たっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。又、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきません。

#### 別表1: 宿泊料金等の算定方法 (第10条関係)

顧客が支払うべき宿泊料金総額	基本宿泊料
	消費税

#### 別表2: 違約金、キャンセルポリシー (第5条関係)

契約解除の通知を受けた日ならびにその際の宿泊料金に対する違約金率	
不泊&当日	100%
宿泊前日	100%
宿泊3日前	70%
宿泊1週間前	50%
宿泊8日前～14日前	30%
宿泊2週間以上前	無料
航空機、フェリー、高速船が天候により欠航で屋久島への来島が出来ない場合	無料

ただし宿泊客がオンライントラベルエージェントを経由して予約を行っている場合は、それぞれのエージェントにて設定されている違約金を優先的に適用するものとします。

付 則

この宿泊約款は、令和6年9月1日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。

以 上

個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口

社名：株式会社 MAKIエンジニアリング

電話：042-767-4351